

看護

38号
No.1

連盟ふくい



日本看護連盟スローガン

届けよう看護の声を!
私たちの未来へ

We  Nursing
日本看護連盟



福井県看護連盟 会員の皆様へ



福井県看護連盟会長 林 靖子

2021年7月より会長に就任しました林靖子です。

2020年からのコロナ禍において現場の皆様は大変なご苦労をされ、心身ともにお疲れのことだと思います。心より敬意を表します。

看護職が抱える問題の中には政治的手段によってしか解決できない事が多々あります。そのためには国政に看護職の代表を送り、現場の声を届けてもらう必要があります。

1959年に看護連盟が設立されてから今日まで組織代表を国政に送り、法律の制定や改正などを通じて私たちの給料や労働条件など様々な事が改善されてきました。

2022年は参議院選挙があります。今、大変な時だからこそ、現在の看護職・未来の看護職のために最も強力な私たちの代表を国政に送りましょう。



福井県看護協会会长
江守 直美

昨年に引き続き、新型コロナイルス感染症(COVID-19)との戦いに、最前線でご尽力いただいている会員の皆様に深く感謝申し上げます。

COVID-19は、私達がこれまで経験したことのない未曾有の災害であり、世界中の人が「看護の重要性」を再認識するきっかけになりました。現在は、各医療機関や潜在看護師の協力の下、福井県民が集団免疫を獲得できるように県医師会や県行政と共に、ワクチン接種の推進に努めています。

これからも、皆様のご協力をよろしくお願ひします。



日本看護連盟会長
大島 敏子

福井県看護連盟の石丸前会長、任期満了でのご退任、本当にお疲れ様でした。

そして、林新会長、ご就任おめでとうございます。

コロナ禍で医療・看護の課題が山積するなか、ご苦労されるとは思いますが、看護職の為、ともに頑張りましょう！

さて、第26回参議院議員選挙候補予定者の人選ですが、推薦委員会は全会一致で新人候補を決定し、5月の中央役員会に報告、総会で皆様のご承認を頂く予定が、諸般の事情で総会を延期しております。

日本看護連盟の目標は一つ、看護協会が推進する看護政策の実現です。

“届けよう看護の声を、私たちの未来へ！”のスローガンの通り、進んで参りましょう！

届けよう看護の声を！私たちの未来へ



参議院議員

石田 昌宏

福井県看護連盟の皆様、日頃よりご支援を賜りありがとうございます。

新型コロナウイルス（以下コロナ）は収束には至っていませんが、徐々にワクチンの接種が広がり、新たなフェーズへと移行しつつあります。コロナ対策を続け、コロナ前の当たり前の日常を取り戻せるよう前に進んでいきましょう。

今年もコロナの対応に奔走しています。現場の声を受け、医療・介護従事者が業務で感染した場合、労災給付の対象となることや、ワクチンの優先接種では、訪問看護師や助産所の従事者、実習を行う看護学生等を加えられました。また、来年の診療報酬改定に向けて目を光らせています。

今、国民の支えとなっているのは看護師です。厳しい戦いは続いているが、現場の声を引き続きお聞かせください。私も国会という場で、日本の医療を守るために戦い続けます。



参議院議員

たかがい 恵美子

福井県看護連盟の皆様とご家族の皆様には、日頃より心温まる御支援をいただき、心から感謝を申し上げます。

皆様のご支援のもと、現在は新型コロナウイルス感染症対策本部の副本部長を務めながら、政務調査会副会長として厚生労働及び文教科学・スポーツ・文化政策の立案にも携わらせていただいております。これからも全力で看護政策の結果をだしていきたいと思います。



衆議院議員

あべ 俊子

仲秋の候、皆様ますますご健勝のことと存じます。皆さまのご協力の下、ワクチン接種も若干年層にまで進んでまいりました。感謝申し上げます。国会閉会後は、地元・岡山を歩き、地域の方からご意見をいただいて参りました。新型コロナウイルスだけでなく、氏制度の在り方、LGBT、持続可能な年金制度など様々な課題に対して、時にはお叱りもいただきます。新型コロナウイルス感染症だけが、私たちの課題ではありません。社会全体を俯瞰し、アフターコロナに向けて進んで参ります。



衆議院議員

木村 やよい

現場で大変な思いをして地域の医療と健康福祉をお守りくださっている看護職の仲間たちを誇りに思います。

私は、2014年12月に政界へお送りいただきました。今年で7年目となります。看護と看護職の皆さまのために議員バッジをつけて仕事をさせてもらっているとの思いを忘れたことはありません。

コロナ禍は、これまで硬直化していたものが、大きく動く契機にもなりました。速やかに皆さまの健康と安心を取り戻し、看護職が疲弊せずにいきいきと働き続けられる環境づくりに力を尽くしてまいります。

2021年度 福井県看護連盟新役員



幹事長
吉村 一恵



幹事
長谷川まゆみ



幹事
土田ゆかり



幹事
山下都志子

叙勲お祝い おめでとうございます

2020年秋 五十嵐裕子様、齊川みゆき様、前田直美様（瑞宝単光章）

2021年春 宇都宮昌江様、小寺美智子様（瑞宝単光章）

NursingNow事業 「現場の声を届ける」

実施年月日：令和3年5月28日（金） 実施会場：医療法人穂仁会 大滝病院・福井県看護協会会館

会議形式：リモート形式 参加者：田中宏典議員、小堀友廣議員、穂仁会より海道敦子様、小川依子様、早田幸江様
看護協会会长、看護連盟会長 他 計9名

いまだ明けぬコロナ禍で1年以上走り続けている医療現場の声を届けるべく、2回目の医療現場と地方議員の方との意見交換会をリモートで開催することができた。今回は医療だけでなく介護サービスも広く展開している大滝病院さんにご協力いただき介護現場の衛生材料不足の実情・ワクチン接種が効率的に提供できていない現場の状況を直接地方議員の方にお伝えすることができ有意義な会となつた。



福井県看護連盟総会および60周年式典

鯖江支部 久保出好恵

2021年6月25日、福井県看護連盟総会および60周年式典が看護協会にて開催されました。

新型コロナウイルス感染症対応のため、規模を縮小しての開催となりました。

石丸美千代会長の挨拶で始まり、日本看護連盟大島敏子会長よりビデオメッセージをいただきました。2020年度の活動報告2021年度の活動計画や予算案などの議案の審議があり、その後、新役員の紹介、退任役員の挨拶があり、それを代表して林靖子新会長、石丸美千代会長よりご挨拶をいただきました。

60周年記念式典では、福井県看護連盟史「10年のあゆみ」について石丸会長よりお話がありすべての日程を終了することができました。次年度はより多くの会員の方が参加できる形で総会ができる事を願っております。



青年部研修会に参加して

実施年月日：令和3年9月25日（土）

会場：福井県看護協会 4階研修室

形式：会場集合およびWeb配信

青年部推進委員会 大島 浩一

青年部推進委員会メンバーは県内の病院に所属する16名で構成されています。9月25日に青年部推進委員会主催のポリナビ研修に、会場とWebで約150名が参加して頂きありがとうございます。研修内容は、友納理緒(とものうりお)先生の法律ができるまでと、山本隆先生の急性期におけるせん妄ケアです。研修中は会場にいる全ての人が熱心に聴いている姿を見て、興味のある内容だったと思い、委員会メンバーとして達成感がありました。

今後は青年部活動や福井県看護連盟を多くの人に周知してもらう為に、看護連盟青年部Twitterの開設を予定します。興味のある事をつぶやいていきたいと考えていますので、是非登録宜しくお願ひします。



友納理緒参与に聞く！

公益社団法人日本看護協会 参与
保健師・看護師・弁護士

とものうりお
友納 理緒

プロフィール

- 2003年 東京医科歯科大学医学部保健衛生学科 卒業
(看護師、保健師免許取得)
- 2005年 東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科に進学し、交代制勤務と疲労、リスクマネジメント等の研究に従事。
医療現場を経験する中で、医療事故が発生したときに看護職をはじめとする医療者の力になりたいと考え、弁護士を志す。
- 2008年 早稲田大学大学院法務研究科 修了
- 2011年 弁護士登録（第二東京弁護士会）
都内法律事務所勤務を経て、土肥法律事務所を設立。
その後、3年間、衆議院議員政策担当秘書を兼務。
- 2015年 公益社団法人日本看護科学学会研究倫理審査委員会委員に就任。
- 2017年 公益財団法人日本尊厳死協会理事に就任。
- 2019年 一般社団法人日本看護学校協議会共済会顧問弁護士に就任。
- 2020年 公益社団法人日本看護協会参与に就任。



Q1

これまで看護師の医療訴訟に関わり、看護師に一番必要な法的整備は何でしょうか？

私は、患者さんの健康維持・回復のため日々忙しく働く看護職が、医療紛争に巻き込まれた際に不当に責められることがないように、看護の本質や看護職の業務の現状を司法の場に正確に伝えたいと考え、弁護士を志しました。

そして、弁護士になって10年、多くの医療事件や看護にかかわる法律問題に取り組んでまいりました。そのような中で出会うのは、長時間や不規則など過酷な勤務が原因で十分に休息が取れずに疲労がたまり事故を起こしてしまう看護職や患者・ご家族からの暴言や暴力への対応に疲弊する看護職の姿でした。私は、これまで、このような方々の代理人となり、患者さんやそのご家族と話し合いをしたり、裁判に対応したりしてきました。この活動を通して、看護の現状や看護職の思いが相手方に正しく伝わり、紛争に発展せずに事態が収束することを何度も経験し、弁護士という仕事にとてもやりがいを感じていました。しかしながら、それと同時に、経験を重ねていくなかで、「司法」の立場からでは解決できない問題があることを実感し、限界を感じることもできました。個別の事件が良い方向に解決をしたとしても、医療現場全体が変わることなく、また、別のところで同じような問題が発生し、悩み疲弊する看護職が後を絶たないのです。

このようななかで、より多くの看護職が安心して快適に働くことができるようになるためには、「司法」だけでなく「立法」の力が必要だと強く意識をするようになりました。看護師の働き方を大きく変えるためには、平成4年の看護師の人材確保の促進に関する法律の制定に伴い施行・告示された「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」を現在の働き方に合わせて改訂しなければなりません。深夜業の回数制限や勤務間インターバルの確保については具体的な改善目標が明示される必要があります。また、患者や家族からのハラスメントについては、平成31年6月にパワハラを規制する法律（改正労働施策総合推進法）が成立したことに伴い、女性活躍指針法改正案に対する付帯決議として、「訪問看護や医療現場でのハラスメントへの対応策の具体的検討」が入りましたが、今後はそれにとどまらず、患者・家族からのハラスメントから看護職などを守る対策を事業主などに義務づけるなどより積極的な対策を盛り込んだ法律が必要になります。

これらの指針や法律の改正が正しい方向に進んでいくためには、現場で働く皆さんのが必要です。皆さんとともに看護の問題を共有し看護政策を作り、それを法律によって実現することで、よりよい環境を作りたいと考えています。



Q2

現在の新型コロナウィルス感染症が拡大するなかで法的な観点から気をつけておくべきことはありますか？



新型コロナウィルス感染症が拡大する中で、医療の最前線で大切な命を守ってくださっていることに心から感謝申し上げます。私の仕事は、このように最前線で働く皆さんができる限り法的な不安を抱えることがないように後方から支援をすることだと考えています。

先日、訪問介護を利用していた家族を新型コロナウィルス感染症で失ったご遺族が、訪問介護事業所の運営会社に対し、「家族が死亡したのはコロナ感染の兆候があったヘルパーの訪問を続けさせて安全配慮義務を行ったためだ」と主張して損害賠償を求める裁判が起こされました。この事例は、和解により、審理開始前に訴えが取り下げられましたが、ご遺族は、「提訴の目的は介護現場の安全管理体制に対する問題提起である」としていました。

これは、訪問介護の事例ですが、同様のことは医療現場においても想定されます。医療機関内で院内感染が発生し、患者さんが死亡することもあり得るからです。それでは、院内感染による法的責任が問われないようになるにはどのような点に注意すればよいでしょうか。

医療機関の管理者は、医療機関を利用する患者の生命・身体の安全に配慮する義務を負っています。その一環として院内感染対策は必須です。仮に、不十分な対策のもとで、患者が新型コロナウィルスに感染したような場合には、安全配慮義務違反として損害賠償責任を負う可能性があります。

それでは、医療機関は、どの程度の感染予防対策をとっていればよいのでしょうか。もちろん院内感染が起きたからといって、すぐに医療機関に過失があるということにはなりません。院内感染が起きた当時の感染対策の水準をみたしているかが問題となります。

新型コロナウィルス感染症対策については、たとえば、現在（令和3年7月31日時点）、厚生労働省から「新型コロナウィルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第5.1版」（診療の手引き検討委員会）が公表され、その中で個人防護具、換気、環境整備、廃棄物などについて適切な院内感染対策をとることが求められています。このような手引きは感染対策の水準とされる可能性が高いものです。そのほか、国立感染症研究所、学会や日本看護協会をはじめとする医療系団体の公表する資料などを常に確認し、新しい情報を得るようにしましょう。そのうえで、適切な感染対策を行い、そのことを記録に残しましょう。

なお、医療機関の規模や人員などにより手引きなどで推奨される対応が困難な場合には、同規模の医療機関において一般的に講じられている感染対策を行っていれば問題ないと考えますが、その方法を選択する合理的な理由を説明できるようにしておく必要があります。

Q3

コロナ禍において看護の価値や本質が社会に広く伝わるなか、今後、看護職に期待される役割と課題は何でしょうか？



平成27年10月、チーム医療を推進し、看護師がその役割をさらに発揮するため創設された「特定行為に係る看護師の研修制度」が開始されました。少子高齢社会における地域・国民のニーズに積極的に応えるため、同制度の活用が求められます。もっとも、この特定行為に係る看護師の研修制度は、看護師の業務1つである「診療の補助」の枠内の制度であり、医師の指示を前提としています。それに対し、今、この医師の指示のもとでの診療の補助行為だけでは対応できない現場のニーズがあり、特に医療資源が限られた地域では、住民や利用者の療養生活をさせるためには、看護師が現行法では認められていない新たな裁量権を持ち、役割を担っていくことが求められています。ここでは、これをナースプラクティショナー制度といいます。なお、諸外国では、大学院修士課程における専門課程を修了し、免許取得または登録した看護師が、医師の指示がなくても一定レベルの治療などを行うなどして、医療現場で活躍しています。

国内では、まだこの制度についての議論が始まろうとしている段階ではありますが、上記のとおり、「看護職が現行法では認められていない新たな裁量を持つ」ことを想定している制度ですので、今後、法律改正に向けて、なぜ改正が必要なのかということを示す事実（これを「立法事実」といいます）を積み重ねていく必要があります。現時点では、国が在宅医療や・介護を推進していること、7割以上の訪問看護ステーションで医師の指示が得られず症状が悪化していること、高齢化率が高い地域ほど、状態が変化したときの看護師から医師への連絡が困難であること、医師への往診依頼がさらに困難であること（日本看護協会（2019）「訪問看護における看護師のケアの判断と実施に関する実態調査」）、高齢化率の高い地域からナースプラクティショナー制度創設を求める多くの声（首長や医療行政担当者、医師など）があることがあげられています。

今後もさらに地道な立法事実の積み重ねと立法府に向けた働きかけが必要になりますので、皆さんの実感やご意見をお聞かせいただきたいと思います。また、専門性の向上は待遇面にも反映されなければなりませんので、その点も検討する必要があると考えています。

福井のおすすめ スポット

Recommended spots
in Fukui



味真野小学校のさくら



瓜割の滝



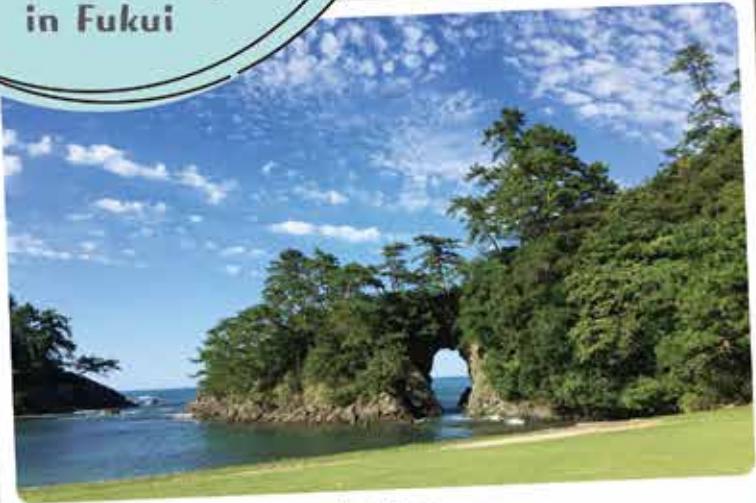
三国ラベンダー



熊川宿



気比神宮



高浜八穴



九頭竜湖の夕日



宮ノ下コスモス

福井第1支部

- 福井赤十字病院
- 福井県赤十字血液センター
- 福井健康福祉センター
- 医)さくら千寿会 さくら病院
- こばんだ訪問看護ステーション
- 六条厚生会訪問看護ステーションやわらぎ

会員数
575名



福井第1支部長
石田 克子

福井第3支部

- 福井県済生会病院
- 福井県済生会 訪問看護ステーション
- 財)新田塚医療福祉センター 福井総合病院
- 医)新田塚医療福祉センター 福井病院
- 財)新田塚医療福祉センター 福井総合クリニック
- 福井医療大学
- 新田塚訪問看護ステーション
- 社)白寿院 新田塚ハイツ
- 社)白寿院 新田塚ハウス
- 新田塚介護相談センター
- 福井北包括支援センター
- 福井市医師会看護専門学校
- 福井県庁
- 医)穂仁会

会員数
1,043名



福井第3支部長
田中 和美

福井第2支部

- 福井県立病院
- 医)福井循環器病院
- 医)福井愛育病院
- 社)福井県看護協会
- 福井県看護連盟
- 福井県立看護専門学校
- 福井県こども療育センター
- 福井大学医学部附属病院
- 福井大学医学部看護学科
- 福井県立大学 看護福祉学科
- 医)健康会 鶴田病院
- 訪問看護あさがおステーション

会員数
1,739名



福井第2支部長
山澤 しのぶ

令和3年度
福井県看護連盟
会員数
4,707名
合計: 4,707名
令和3年10月1日現在



福井厚生支部

- 医)厚生会 福井厚生病院
- 医)厚生会 在宅医療部

会員数
71名



福井厚生支部長
八木 美智代

小浜支部

会員数
224名



小浜支部長
大森 美代子

- 公立小浜病院
- 公立若狭高等看護学院
- 若狭高浜病院
- 社)若狭つくし会

支部紹介

坂井支部

会員数
165名



坂井支部長
田本 聰浩

奥越支部

会員数
157名



奥越支部長
村瀬 真由美

鯖江支部

会員数
209名



鯖江支部長
久保出 好恵

武生支部

会員数
183名



武生支部長
津本 由香

敦賀支部

会員数
301名



敦賀支部長
細田 栄子

OB会支部

会員数
40名



OB会支部長
佐藤 美代子



会員募集中!! 会員の皆様が『看護の力!』あなたの力が連盟活動を支えます!

年会費

日本看護連盟会費 5,000円
福井県看護連盟会費 2,000円
計 7,000円

賛助会員：一口 1,000 円 (何口でも可)

学生会員：無料



看護の声を
国政に届けよう。
ホームページ
随時アップ中!!

LINEの登録してますか?

連盟ではLINE専門の
スタッフがいます。
是非登録して下さい!
皆さんの御意見お待ち
しています。

福井県看護連盟
LINE@



こちらのQRコードを読み取って友だち追加してください!



青年部がTwitterを始めました
フォローして下さい!



福井県看護連盟青年部
@fukuikango



東洋羽毛北信越販売株式会社

〒921-8066 石川県金沢市矢木3丁目270

北陸営業所

TEL 0120-365-021

編集後記

コロナ禍の中、新しい生活様式に変化してから1年半が経ちました。医療者のみなさまは自粛生活をしながら、勤務をこなされており「お疲れ様です」の一言では言い表せないと思います。ワクチン接種の確立と抗体カクテル療法が広がりつつあり、少しでも感染が減っていくことを願います。今後もさらなる看護の発展のため、国政に関心を持って頂き、連盟活動への参加をお待ちしております。会員の皆様におかれましては、お身体に留意して更なるご活躍をお祈りしています。

(広報委員一同)

編集委員 竹内繁美、木村和子、山本久美子、松山美苗子、嶽浩美、竹内恵子

発行者
福井県看護連盟

責任者 林 靖子

福井市北四ツ居町601
福井県看護協会会館内

発行日
2021年10月15日発行

お問い合わせ 事務局

TEL(0776)53-7654 FAX(0776)53-3553 E-mail kangoren-fukui@mtd.biglobe.ne.jp